

# 第1章 総 説

## 1.1 目的

この基準は、水道法（以下「法」という。）、水道法施行令（以下「施行令」という。）、水道法施行規則（以下「施行規則」という。）、和歌山市水道事業給水条例（以下「条例」という。）、同施行規程（以下「施行規程」という。）及びその他関係法令に基づき、給水装置工事の設計と施行に関して必要な事項を定めることを目的とする。

## 1.2 給水装置の概念

### 1.2.1 定義

給水装置とは、法第3条第9項の規定により、需要者に水を供給するために、水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。ただし、配水管に流れる水と吐水口空間により縁が切れた構造になっている受水槽以下の設備（簡易専用水道とこれに準ずるもの）は、飲料水の配管設備であっても、法では給水装置ではない。

つまり、「給水装置」は、給水システムとして設備された後の給水管や給水用具の総体をいうのであって、工場生産段階の管や用具そのものをいうのではない。

### 1.2.2 給水管

給水管とは水道事業者の配水管から個別に需要者に水を供給するために分岐して設けられた管又は他の給水管から分岐して設けられた管をいう。

### 1.2.3 給水用具

給水用具とは、給水管に容易に取り外しのできない構造として接続し、有圧のまま給水できる給水栓等の用具をいい、ゴムホース等容易に取り外し可能な状態で接続されている用具は含まない。

## 1.3 構造及び材質の基準

給水装置は、配水管と機構的に一体をなしているので、給水装置の構造及び材質によっては、水の逆流によって配水管内の水質に影響を及ぼすことがある。

- 1 「法第16条」では、給水装置の構造及び材質が、「法施行令第6条」に給水装置の構造及び材質の基準が定められている。さらに、この基準の技術的細目は、「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」（平成9年3月厚生省令第14号）に定められている。また、基準に係る試験方法については「給水装置の構造及び材質の基準に関する試験」（平成9年4月厚生省告示第111号）に定められている。

2 水道事業者は、水道の利用者の給水装置が法に基づく構造・材質基準に適合していないときは、給水申し込みを拒み、又は給水停止を行うことができる。

3 給水装置の構造及び材質の基準「法施行令第6条」は、次のとおりとする。

(1) 配水管からの分岐について、他の分岐箇所よりサドル分水栓は0.3m以上、割T字管は1.0m以上離れていること。

(2) 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。

(3) 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。

(4) 凍結、破壊、侵食等を防止するための適当な措置が講ぜられていること。

(5) 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接直結されていないこと。

(6) 水槽、プール、流し、その他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあっては、水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること。

#### 1.4 給水装置の種類

給水装置の種類は、条例第4条で、次の3種類に分けられる。

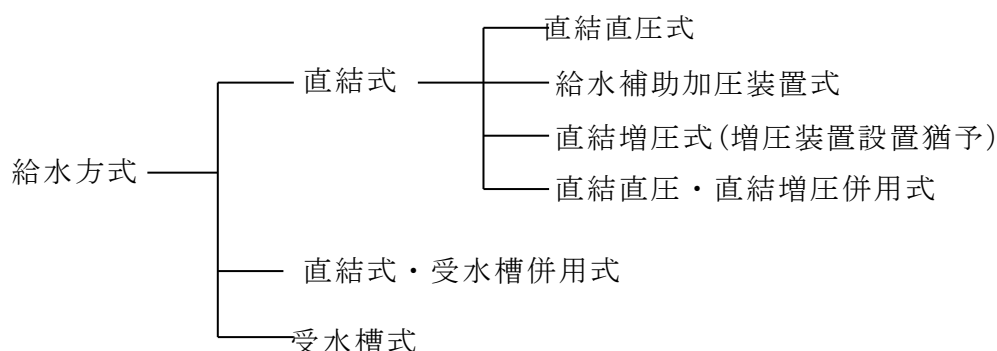
1 専用給水装置 1戸又は1箇所専用するもの。

2 共用給水装置 2戸以上で共用するもの。

3 私設消火栓 消防用として使用するもの。

#### 1.5 給水方式の種類

給水方式は、直結式（直結直圧式、給水補助加圧装置式、直結増圧式、直結直圧・直結増圧併用式）、受水槽式、及び直結式・受水槽併用式とする。いずれを採用するかは給水高さ、所要水量、使用用途及び維持管理面を考慮し決定する。ただし、給水補助加圧装置式は一戸建て住宅で、配水管の水圧不足を補うものである。また、高置水槽までを直結式とする給水方式を申込み場合、高置水槽への直結給水に係る誓約書を企業局へ提出すること。



## 1.6 給水装置工事

給水装置工事とは、給水装置の設置(新設、増設)又は変更(改造、修繕、撤去)の工事をいう。

### 1.6.1 給水装置工事の種類

給水装置工事の種類は、工事の内容によって次のとおり分類される。

#### 1 新設工事

新たに給水装置を設ける工事。

#### 2 改造工事

給水管の増径、管種変更、給水栓の増設など、給水装置の原形を変える工事。なお、これらの改造工事には、水道事業者が事業運営上必要として施行している工事で、配水管の新設及び移設等に伴い、給水管の付替え若しくは布設替え等を行う工事のほか、メーター位置変更工事等がある。

#### 3 修繕工事

法第16条の2第3項の省令で定める給水装置の軽微な変更を除くもので、原則として、給水装置の原形を変えないで給水管、給水栓等の部分的な破損箇所を修理する工事。施行規則第13条(給水装置の軽微な変更)法第16条の2第3項の省令で定める給水装置の軽微な変更は、単独水栓の取替え及び補修並びにコマ、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え(配管を伴わないものに限る。)とする。

#### 4 撤去工事

給水装置を配水管又は他の給水装置の分岐部から取り外す工事。

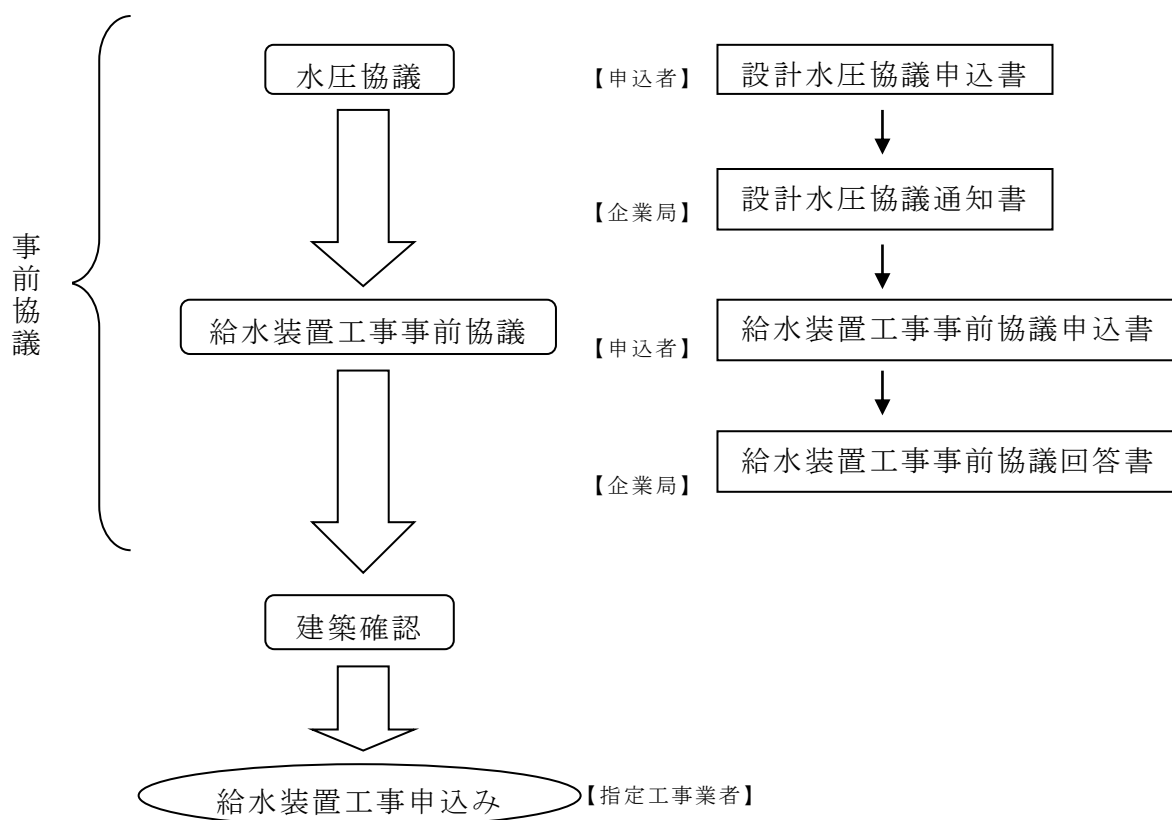
### 1.6.2 事前協議

事前協議は、大規模建築物等への給水において配水管の敷設状況や設計水圧の条件及び給水装置の設計・施工に関する取扱等が適切であるか確認するために行うものである。

1 次のいずれかに該当する給水装置工事を計画する場合は、事前に企業局と協議を行った後、給水装置工事申込を行うものとする。

- (1) 新規に50ミリメートル以上のメーターを設置するもの。ただし、既設で50ミリメートル以上のメーターがある場合でも用途・給水方式を変更する施設は、協議を必要とする場合がある。
- (2) 直結式により3階に給水するもの
- (3) 直結増圧方式(設置猶予含む)により給水するもの
- (4) 工業用水道の供給を必要とするもの
- (5) その他管理者が必要と認めるもの

- 2 事前協議の回答には時間を要することもあるので、早めに協議書を提出する。なお、事前協議の内容に変更があった場合、再協議する。
- 3 事前協議の手続きの流れは、下図のとおり。



### 1.6.3 給水協議

次のいずれかに該当する給水装置工事を計画する場合は、**企業局**と給水協議を行った後、給水装置工事申込を行うものとする。

- (1) 口径75ミリメートル以上の管を布設するもの。
- (2) 新設団地等で、管理者の施設した配水管から分岐し、ポンプ施設を経て利用者に給水するもの。(共同住宅等の受水槽方式により給水するものを除く。)
- (3) その他管理者が協議をする必要があると認めるもの。

### 1.7 用語の定義

この施行基準において、指定給水装置工事事業者を(以下「工事事業者」という。)、給水装置工事主任技術者を(以下「主任技術者」という。)とする。

### 1.8 指定給水装置工事事業者

工事事業者とは、水道の需要者の給水装置の構造及び材質が、施行令で定める基準に適合することを確保するため、水道事業者がその給水区域において給水装置工事を

適正に施行することができるものと認められる者を指定する。この指定を受けた者を工事事業者という。

#### 1.9 給水装置工事主任技術者の職務

法第25条の4第3項の規定により、主任技術者は次の職務を誠実に行わなければならない。

- 1 給水装置工事に関する技術上の管理
- 2 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
- 3 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が施行令第6条の基準に適合していることの確認
- 4 その他省令で定める職務は、次のとおりとする。

##### (1) 調査段階

- ア 事前調査
- イ 水道事業者等との調整

##### (2) 計画段階

- ア 給水装置の計画、工事材料の選定
- イ 工事方法の決定
- ウ 必要な機械器具の手配
- エ 施工計画の立案、施工図の作成

##### (3) 施工段階

- ア 工事従事者に対する技術上の指導監督
- イ 工事方法の決定
- ウ 工程管理、品質管理、安全管理
- エ 工事従事者の健康管理

##### (4) 検査段階

- ア 工事の竣工検査
- イ 給水装置工事を完了した旨の連絡
- ウ 水道事業者が行う検査の立会

#### 1.10 給水装置工事記録の保存

工事事業者は、事業運営の基準に従い、施行した給水装置工事に係る記録を整備し、3年間保存しなければならない。この記録の作成は、主任技術者または主任技術者の指導監督のもとに他の者が行うことができる。